

君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員委嘱状交付式並びに
第1回君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 次第

日 時 令和5年12月22日(金)

午前10時00分～

場 所 市役所5階 大会議室

【君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員委嘱状交付式 次第】

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 閉 会

【第1回君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - 議題1 会長・副会長の選出について
 - 議題2 第3次君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画の進捗状況について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

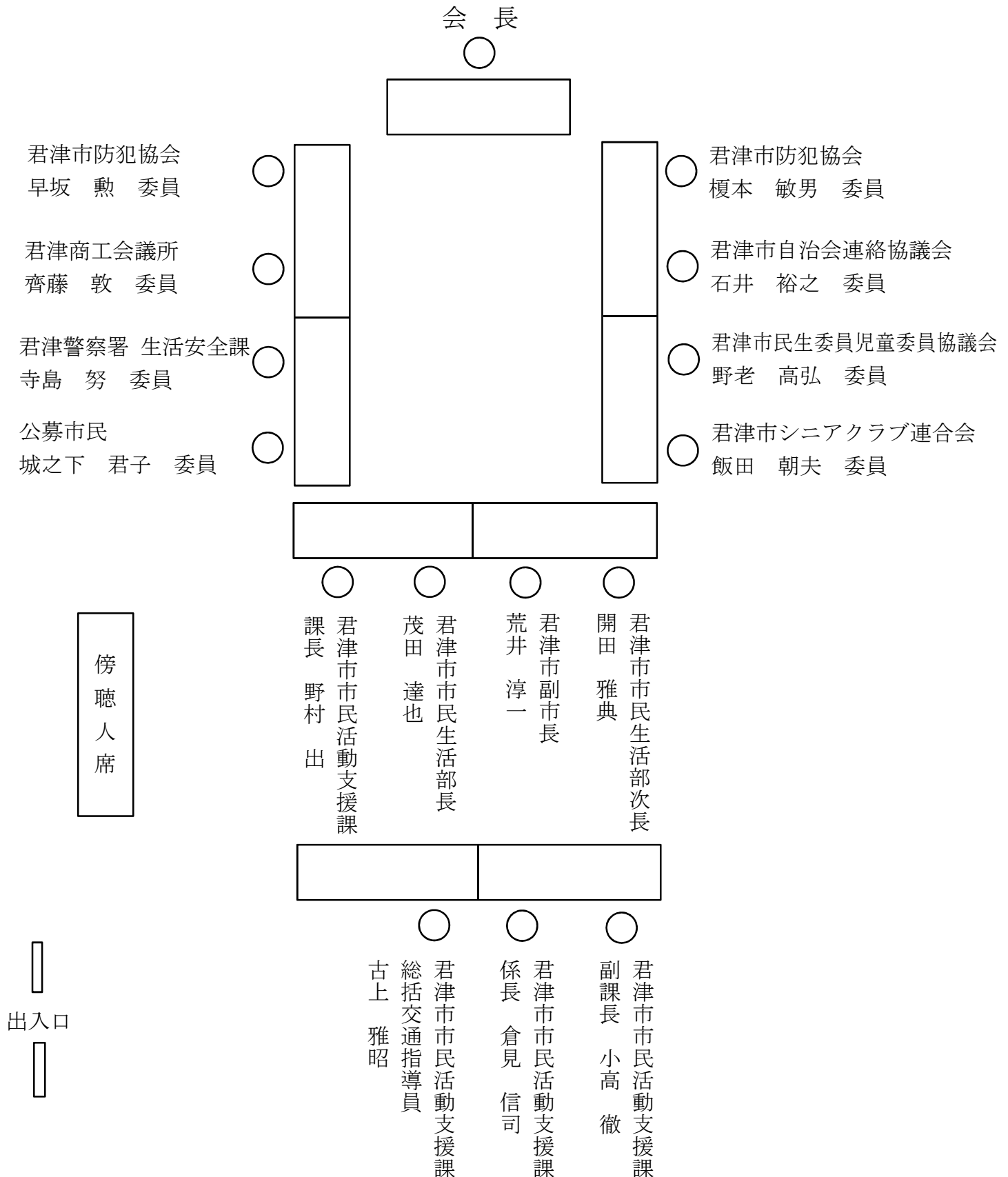
君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿

令和5年11月1日現在

No.	氏名	団体名	委嘱の根拠	備考
1	榎本 敏男	君津市防犯協会	自治会等の代表者	
2	石井 裕之	君津市自治会連絡協議会	〃	
3	野老 高弘	君津市民生委員児童委員協議会	〃	
4	飯田 朝夫	君津市シニアクラブ連合会	〃	
5	奥倉 まゆ	君津市PTA連絡協議会	〃	
6	早坂 勲	君津市防犯協会	〃	
7	齊藤 敦	君津商工会議所	事業者の代表者	
8	寺島 努	君津警察署 生活安全課	関係機関の職員	
9	城之下 君子		公募市民	

君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員委嘱状交付式
並びに第1回君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
席次表

(場所：市役所5階 大会議室)



※同計画の詳細については、別紙「概要版」を参照

1 計画の趣旨

犯罪がなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、市、市民及び関係機関（自治会、防犯協会、事業者、警察署等）が相互に連携し、より効果的な防犯対策を更に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の基本理念

『自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る』を共通認識とし、「市民一人一人の力」「地域の力」などのソフト面や「犯罪を起こさせない環境づくり」などのハード面を融合させた防犯対策を実施し「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を目指します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 基本目標の成果指標

成果指標	令和2年	令和8年	→	令和4年
刑法犯認知件数	453件	300件以下		426件

5 重点項目と成果指標

重点項目1 高齢者を狙った電話de詐欺等の被害防止対策

成果指標	令和2年	令和8年	→	令和4年
電話de詐欺の発生件数	23件	6件以下		12件

重点項目2 社会状況の変化に即した防犯対策

成果指標	令和2年度	令和8年度	→	令和5年 12月21日時点
安全・安心メールの登録件数	14,725件	19,000件以上		15,054件

重点項目3 市民との協働による新たな防犯対策

成果指標	令和2年度	令和8年度	→	令和5年 12月21日時点
「ながらパトロール」活動の登録推進	—	130人以上		14人

参考資料（令和3年度～令和5年度）

【君津市の主な防犯施策】

年度	主な事業等
R3	第3次君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画の策定
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 令和5、6年度・・・南子安地区及び北子安地区 ・君津市ながら防犯パトロール事業実施
R5	防犯大会の開催 防犯協会の防犯功労者・団体への表彰式や自主防犯団体及びながら防犯パトロール隊へ防犯講話等を実施

【公道における防犯カメラ設置状況】

年度	場所	設置台数
R3	南久保1丁目13番地先 (君津郵便局前交差点)	1
	杵師1丁目12番地先 (君津新橋前交差点)	1
R4	常代3丁目2番地先 (常代交差点)	1
R5	三直811-6地先 (君津市民文化ホール前交差点)	1

【1】計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

犯罪がなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、市、市民及び関係機関（自治会、防犯協会、事業者、警察署等）が相互に連携し、より効果的な防犯対策を更に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の基本理念

『自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る』を共通認識とし、「市民一人一人の力」、「地域の力」などのソフト面や「犯罪を起こさせない環境づくり」などのハード面を融合させた防犯対策を実施し、「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は条例に基づき策定する市独自の計画であり、市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」及びその他の関連する個別計画との整合を図ります。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

【2】市の犯罪発生状況（平成27年～令和2年）

◆刑法犯認知件数

・平成27年 707件 → 令和2年 453件

この5年間で大幅に減少

・犯罪の罪種別→窃盗犯が最も多く全体の6割を占める。

・電話de詐欺が含まれる知能犯→令和2年には38件

令和元年と比較して倍増

・電話de詐欺被害→令和2年23件

この5年間で最も多い

【3】意識調査（令和2年度実施）

◆小学校3年生の保護者

『犯罪のない安全で安心なまちづくりに有効と考える取り組みについて（複数回答可）』の問いに対し、

・防犯意識を高める

・防犯カメラを設置する

・地域で犯罪や防犯に関する情報を共有すると回答された方が全体の半数を超えていた。

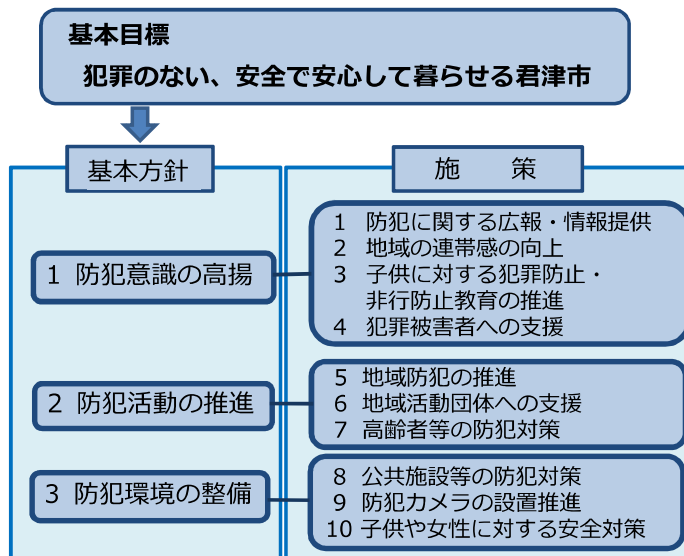
◆自治会等で結成されている自主防犯パトロール隊

『活動を進めるための課題について（複数回答可）』の問いに対し、

・人が集まらない の回答が半数を超え、

・後継者不足が問題 との意見もあった。

【4】計画の基本方向



○基本目標の成果指標

成果指標	令和2年	令和8年
刑法犯認知件数	453件	300件以下

○重点項目と成果指標

重点項目1 高齢者を狙った電話de詐欺等の被害防止対策

高齢者が狙われやすい電話de詐欺や悪徳商法などからの被害防止に向けた対策を図っていきます。

成果指標	令和2年	令和8年
電話de詐欺の発生件数	23件	6件以下

重点項目2 社会状況の変化に即した防犯対策

新型コロナウイルス感染症に関する詐欺被害や新たな課題となる犯罪が発生した際には、情報発信など早期対応に努めていきます。また、防犯情報の発信ツールとして市公式SNS等の活用を拡充し、情報発信の多様化に取り組んでいきます。

成果指標	令和2年度	令和8年度
安全・安心メールの登録件数	14,725件	19,000件以上

重点項目3 市民との協働による新たな防犯対策

自主防犯団体の高齢化による担い手不足が深刻な課題であるため、地域で見守る力を高めるための新たな活動を推進します。

成果指標	令和2年度	令和8年度
「ながらパトロール」活動の登録者数	—	130人以上

【5】施策の展開

1 防犯に関する広報・情報提供

主な取組内容

重点項目2
安全・安心メール及び市公式SNSの配信と登録推進

重点項目2
小・中学校の保護者を対象とした不審者情報等のメール配信

2 地域の連帯感の向上

主な取組内容

防犯大会の開催

あいさつ運動の推進

3 子供に対する犯罪防止・非行防止教育の推進

主な取組内容

小・中学校を対象とした不審者対応訓練や情報モラル研修、非行防止教育等の実施

新入学児童への防犯グッズの貸与

4 犯罪被害者等への支援

主な取組内容

県及び関係団体と連携した支援体制の整備

5 地域防犯の推進

主な取組内容

重点項目3
「ながらパトロール」活動の推進

自主防犯パトロール隊の登録推進

防犯ボックスによる地域防犯活動の推進

6 地域活動団体への支援

主な取組内容

防犯リーダーを対象とした講習会

自主防犯パトロール隊への支援用品の支給

7 高齢者等の防犯対策

主な取組内容

重点項目1

コンビニエンスストアや金融機関と連携した被害防止対策

重点項目1

悪質商法や電話de詐欺等の被害防止に向けた周知啓発及び相談対応、消費生活や防犯に関する講習会の開催

8 公共施設等の防犯対策

主な取組内容

防犯灯・道路照明灯の設置

9 防犯カメラの設置推進

主な取組内容

防犯カメラの設置

10 子供や女性に対する安全対策

主な取組内容

「くらしの安全マップ」を活用した注意喚起

「子ども110番の家」の継続的な展開

【6】計画の推進体制

◆「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を実現するため、市、市民及び関係機関等が協働し、それぞれの役割を踏まえつつ、連携して防犯対策を実施します。

◆各施策の取組状況を定期的に確認しながら、分析・評価を行い、必要がある場合は、施策の見直し等を実施します。

第3次

君津市犯罪のない

安全で安心なまちづくり計画



君 津 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画期間	2
5	計画の対象範囲	2
6	計画の策定体制	2

第2章 第2次計画の取組状況と犯罪等の状況

第1節	第2次計画の取組状況	3
第2節	君津市の犯罪状況等	5
1	刑法犯認知件数及び検挙率の推移	
2	地区別にみる刑法犯認知件数の推移	
3	犯罪の罪種別状況	
4	窃盗犯の主な手口	
5	電話 de 詐欺の発生状況	
6	少年の補導件数	
7	子供や女性に対する声かけ・つきまとい等の不審者情報	
8	児童虐待及びDV相談件数の推移	
第3節	千葉県の犯罪状況	9
1	刑法犯認知件数及び検挙率の推移	
2	刑法犯認知件数の県内状況	

第3章 意識調査

1	アンケート調査概要	10
2	防犯パトロール隊のアンケート調査概要	13

第4章 計画の基本方向

第1節	計画の基本目標	14
第2節	計画の体系	14
第3節	基本目標の成果指標及び重点項目	15
1	基本目標の成果指標	
2	重点項目	

第5章 施策の展開

基本方針1 防犯意識の高揚	18
施策1 防犯に関する広報・情報提供	
施策2 地域の連帯感の向上	
施策3 子供に対する犯罪防止・非行防止教育の推進	
施策4 犯罪被害者等への支援	
基本方針2 防犯活動の推進	21
施策5 地域防犯の推進	
施策6 地域活動団体への支援	
施策7 高齢者等の防犯対策	
基本方針3 防犯環境の整備	23
施策8 公共施設等の防犯対策	
施策9 防犯カメラの設置推進	
施策10 子供や女性に対する安全対策	
◇ 10項目の施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関わり	24

第6章 計画の推進体制

◇ 役割	25
------	----

参考資料

1 君津市の犯罪認知件数の推移【平成22年～令和2年】	28
2 君津市の主な防犯施策年表	28
3 公道における防犯カメラ設置状況	31
4 防犯関係団体一覧	32
5 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例及び施行規則	33

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

犯罪がなく安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、地域で生活する人のみならず、通勤・通学や観光などで本市を訪れる人々にとっても共通の願いです。

本市では、平成20年度に君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定したほか、平成22年度及び平成27年度に君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画を策定し、安全な地域社会づくりを推進してきました。

その結果、市内の刑法犯認知件数は平成22年以降減少傾向にあり、これまで実施してきた対策は一定の効果があったものと考えられます。

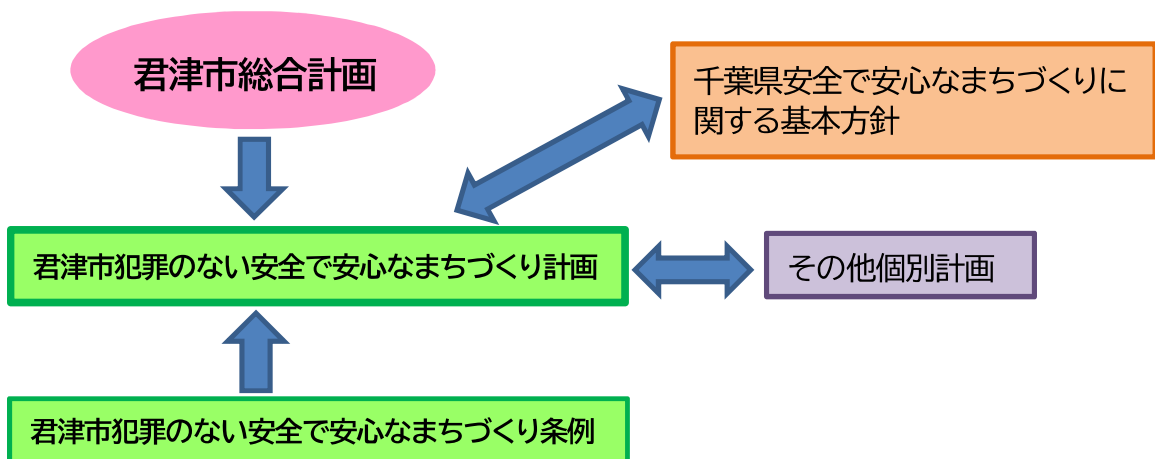
市、市民及び関係機関（自治会、防犯協会、事業者、警察署等）が相互に連携しより効果的な防犯対策を更に推進するため、本計画を策定します。

2 計画の基本理念

“自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る”を共通認識とし、「市民一人一人の力」や「地域の力」などのソフト面や「犯罪を起こさせない環境づくり」などのハード面を融合させた総合的な防犯対策を実施し、「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて策定する市独自の計画で、市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」及びその他の関連する個別計画との整合を図ります。



4 計画期間

新たな君津市総合計画の基本計画の計画期間に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、街頭犯罪（乗り物盗やひったくり、車上狙い等）や侵入盗（空き巣や忍び込み）、詐欺、子供や女性、高齢者等に対する犯罪とし、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止に主眼を置きます。

6 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市庁内の関係部署で構成する「君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画推進委員会」で議論を重ねるとともに、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則に基づく、公募市民、自治会等の代表者、事業者の代表者、関係機関の職員等の委員で構成する「君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」で内容の協議・検討を行い、広く意見を聴取する「パブリックコメント」の実施を経て策定しました。

第2章 第2次計画の取組状況と犯罪等の状況

第1節 第2次計画の取組状況

第2次計画では、「犯罪のない安全で安心なまち きみつ」を目標に掲げ、「防犯意識の高揚」・「防犯活動の推進」・「防犯環境の整備」を基本方針として、市、市民及び関係機関との連携により、各施策を推進してきました。

その結果、成果指標である「人口1万人当たりの刑法犯認知件数県内順位」については、目標の20位以内を達成することができなかったものの、市内の刑法犯認知件数は453件（令和2年）と、計画初年の平成27年（707件）と比較すると、254件（約36%）減少しました。

また、主要事業の目標については、令和元年房総半島台風等を契機として「安心・安全メールの登録件数」が14,725件（令和2年度）と増加し、目標数値を上回ったほか、公道における防犯カメラの設置箇所についても、毎年度、新設したことにより15箇所（令和2年度）となり、目標数値を上回りました。



▲年末年始特別警戒取締り及び冬の交通安全運動合同出動式



▲街頭啓発活動



▲君津市防犯大会



▲防犯指導員講習会

《第2次計画の目標数値達成状況》

○成果指標

人口1万人当たりの刑法犯認知件数県内順位（※）

第2次計画目標 (令和2年)	20位以内	⇒	32位
-------------------	-------	---	-----

※刑法犯認知件数 … 警察が認知した刑法犯の数

※刑法犯認知件数県内順位 … 県内54市町村別の犯罪認知件数を人口1万人当
たりに換算し、件数の少ない順に位置づけたもの。

【参考】第2次計画期間中の人口1万人当たりの刑法犯認知件数

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
県内平均	99.3	91.8	84.7	74.5	66.6	52.6
県内最大	133.9	116.4	119.1	133.9	83.1	75.9
県内最少	52.2	33.8	48.4	43.5	29.3	31.2
君津市	81.8	70.9	88.5	60.4	58.3	55.6
県内における 君津市の順位	20位	13位	38位	19位	28位	32位

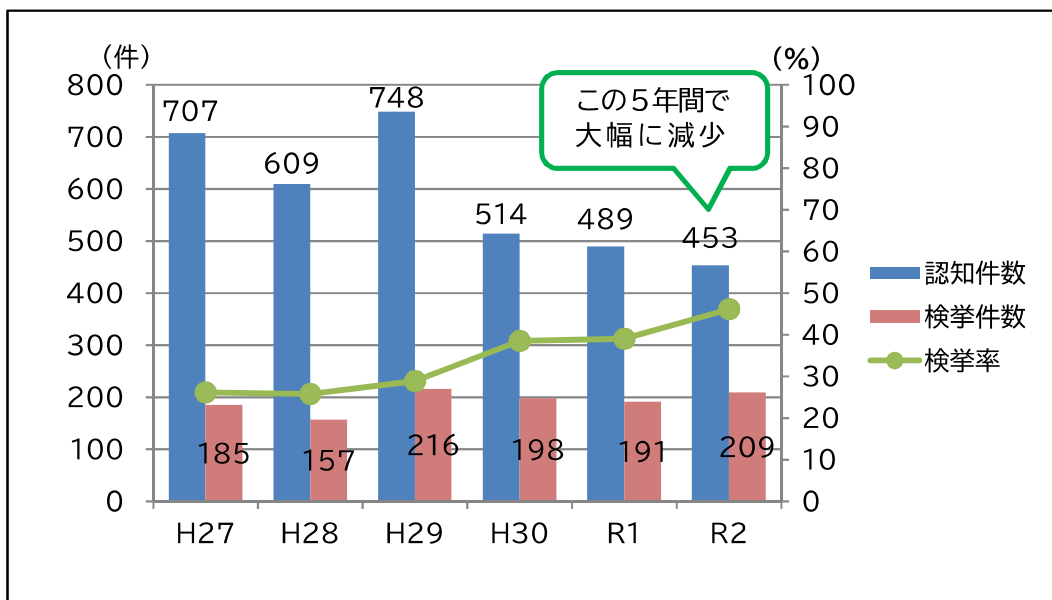
○主要事業の取組と実績 ()内は前年度との比較

取組内容	第2次 計画目標	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
安全・安心メールの 登録推進	11,000件	8,917件 (+1,196件)	9,338件 (+421件)	9,891件 (+553件)	10,298件 (+407件)	13,302件 (+3,004件)	14,725件 (+1,423件)
防犯大会の開催	継続	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	中止
自主防犯パトロール 隊の登録推進	70団体	64団体 (+2団体)	64団体	64団体	67団体 (+3団体)	67団体	65団体 (-2団体)
防犯リーダーを対象 とした講習会	継続	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	中止
「子ども110番の 家」の設置推進	1,460箇所	1,314箇所 (+34箇所)	1,373箇所 (+59箇所)	1,375箇所 (+2箇所)	1,358箇所 (-17箇所)	1,328箇所 (-30箇所)	1,301箇所 (-27箇所)
公道における防犯カ メラの設置推進	10箇所	3箇所 (+1箇所)	4箇所 (+1箇所)	5箇所 (+1箇所)	9箇所 (+4箇所)	12箇所 (+3箇所)	15箇所 (+3箇所)

第2節 君津市の犯罪状況等（資料提供：君津警察署）

1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移

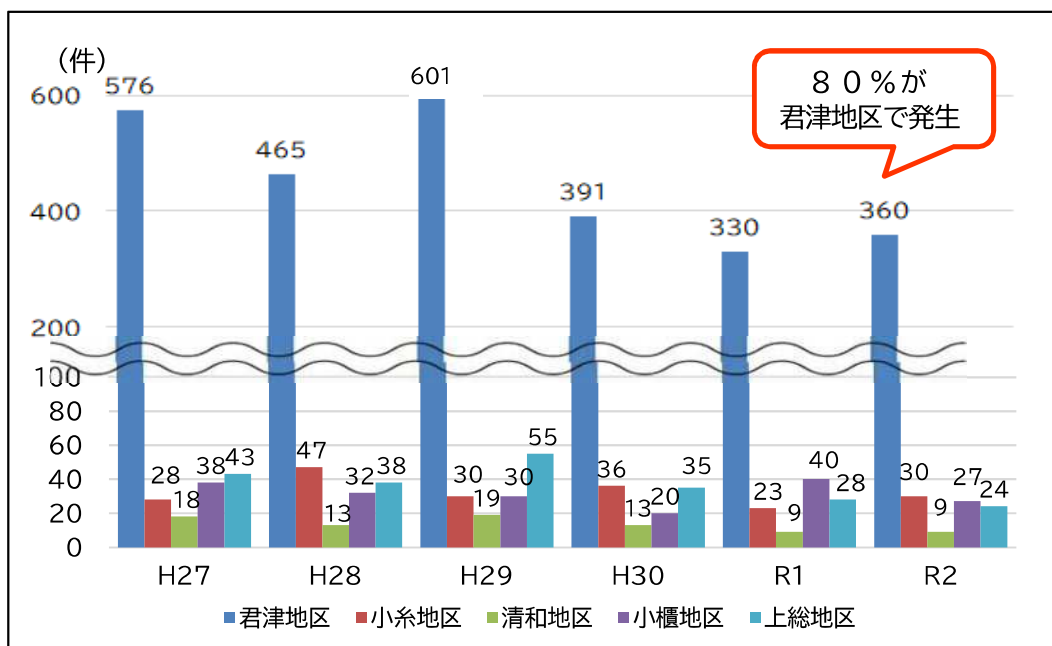
本市の刑法犯認知件数は、平成27年に707件だったものが、令和2年は453件となり、この5年間で▲254件と大幅に減少しました。



2 地区別みる刑法犯認知件数の推移

(1) 市内5地区（君津・小糸・清和・小櫃・上総）

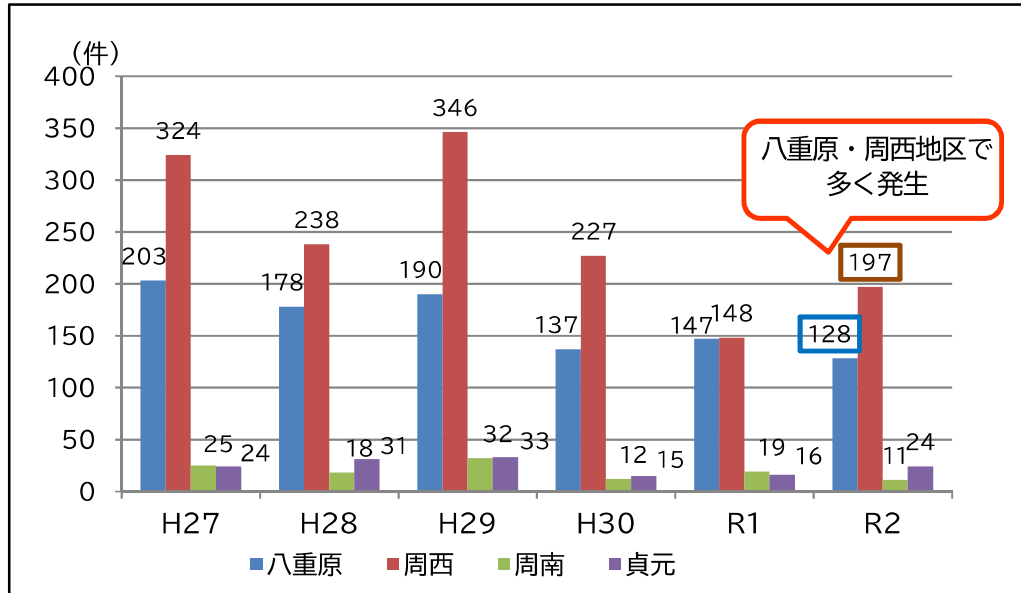
市内の刑法犯認知件数のうち、君津地区が約80%を占めており、平成27年に576件だったものが、令和2年は360件となり、この5年間で216件の減少となりました。



※地区が特定できない件数を除く。

(2) 君津地区内（八重原・周西・周南・貞元）

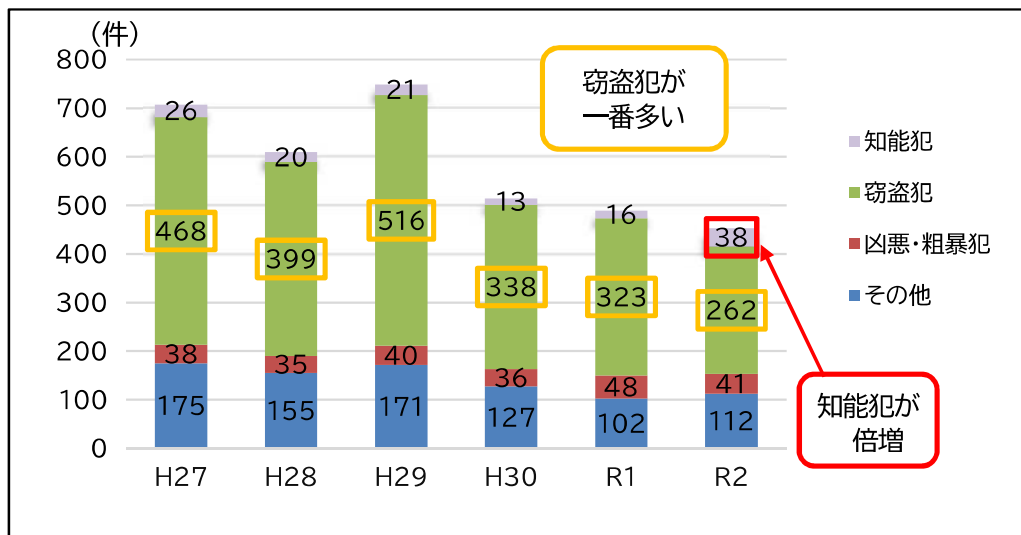
君津地区の刑法犯認知件数は、周西地区が最も多く、次いで八重原地区となっており、この2地区で約90%を占めている状況ですが、この5年間で認知件数は総じて減少しました。



3 犯罪の罪種別状況

犯罪の罪種別では、窃盗犯が全体の約70%を占めており、平成27年に468件だったものが、令和2年は262件となり、この5年間で206件の減少となりました。

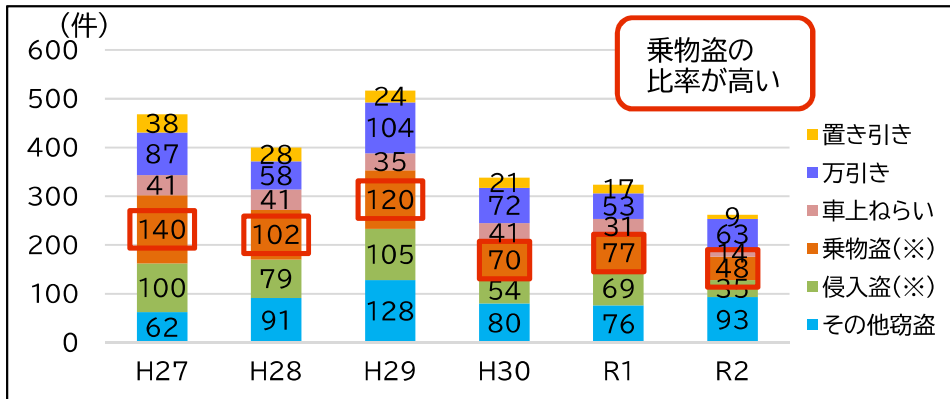
一方、電話de詐欺などの知能犯は、令和2年に38件となり、令和元年と比較して倍増しました。



- 罪種：【知能犯】詐欺、横領、その他知能犯など
 【窃盗犯】空き巣、自転車・自動車盗、車上狙いなど
 【凶悪・粗暴犯】殺人、強盗、暴行、傷害、脅迫、恐喝など
 【その他】器物損壊、住居侵入、わいせつなど

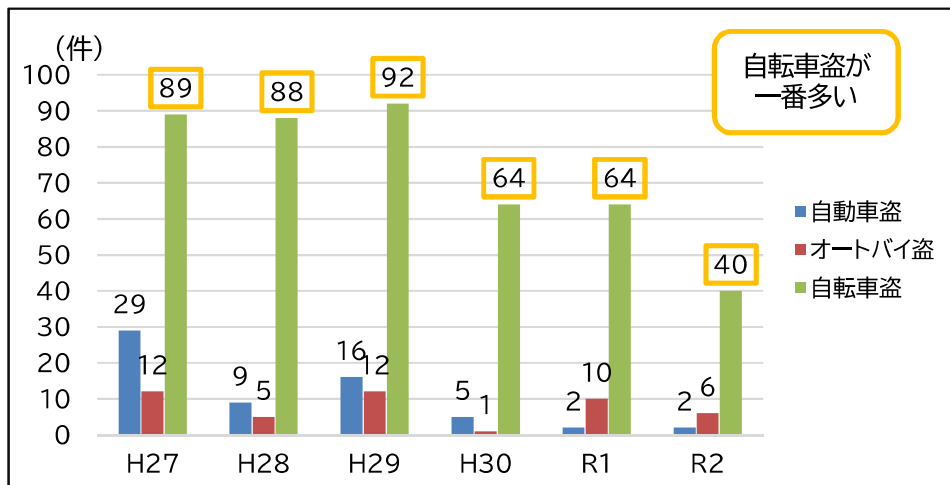
4 窃盗犯の主な手口

窃盗犯の手口では、乗物盗の比率が高く（上段グラフ）、中でも自転車盗が一番多い（下段グラフ）状況です。



※乗物盗：自動車・オートバイ・自転車盗難など

※侵入盗：空き巣、忍び込み、事務所・出店荒らしなど



5 電話 de 詐欺(※)の発生状況

千葉県内、市内ともに、依然として電話 de 詐欺の被害が多く発生しており、令和2年の市内の発生件数は、この5年間で最も多くなりました。

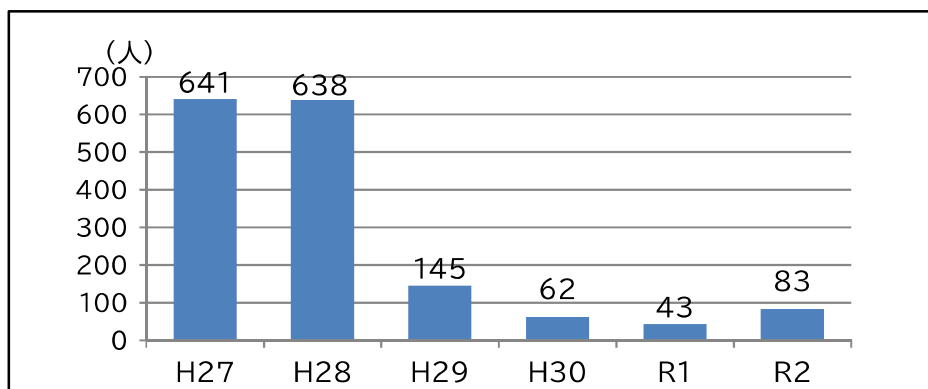
	君津市		千葉県	
	件数	被害額 (約)	件数	被害額 (約)
H27	8 件	1,590 万円	971 件	30 億 3,540 万円
H28	10 件	2,670 万円	1,104 件	23 億 3,390 万円
H29	14 件	4,340 万円	1,517 件	23 億 6,060 万円
H30	7 件	1,780 万円	1,485 件	27 億 7,800 万円
R1	13 件	1,140 万円	1,409 件	25 億 5,810 万円
R2	23 件	2,250 万円	1,217 件	24 億 1,424 万円

※電話 de 詐欺

特殊詐欺の実態を周知するため、平成27年8月から使用している千葉県独自の広報用名称です。

6 少年の補導件数

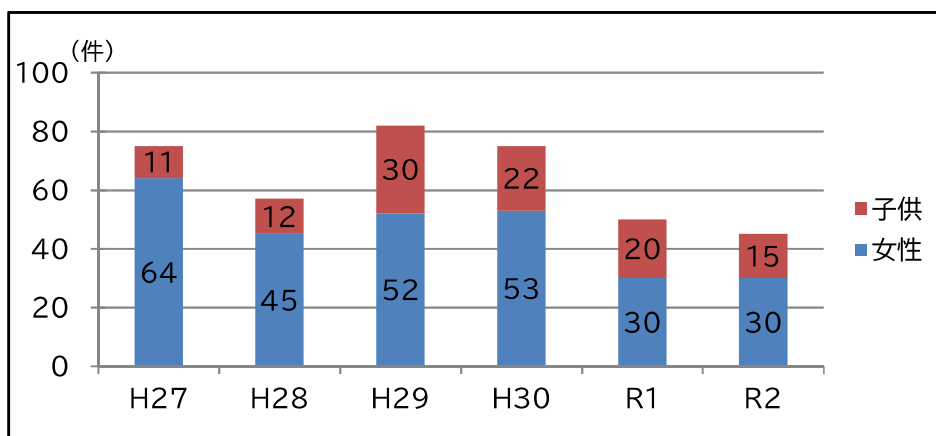
少年の補導件数は平成29年以降、大幅に減少したものの、令和2年は増加に転じました。



※少年補導の内容：深夜徘徊、喫煙、飲酒行為、怠学など

7 子供や女性に対する声かけ・つきまとい等の不審者情報

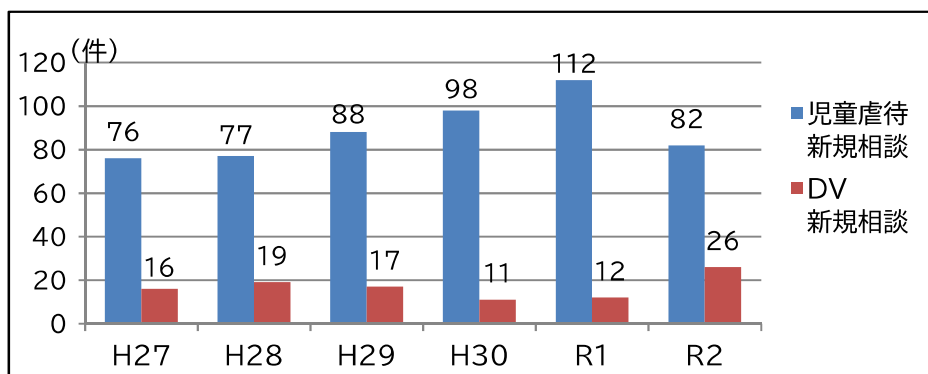
子供や女性に対する声かけや、つきまとい等の不審者情報は、概ね横ばいで推移しています。



※女性：13歳以上の女性 子供：13歳未満の男女

8 児童虐待及びDV相談件数の推移 (資料提供：君津市子育て支援課)

児童虐待に関する相談件数は、増加傾向にあります。

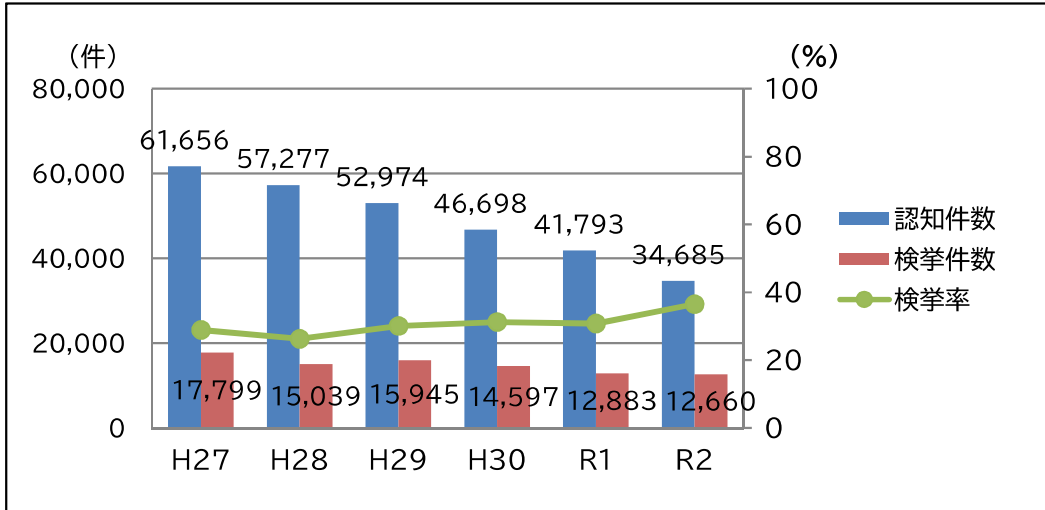


※DV：ドメスティックバイオレンス (配偶者やパートナーからの暴力)

第3節 千葉県の犯罪状況 (資料元：千葉県警察ホームページ)

1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移

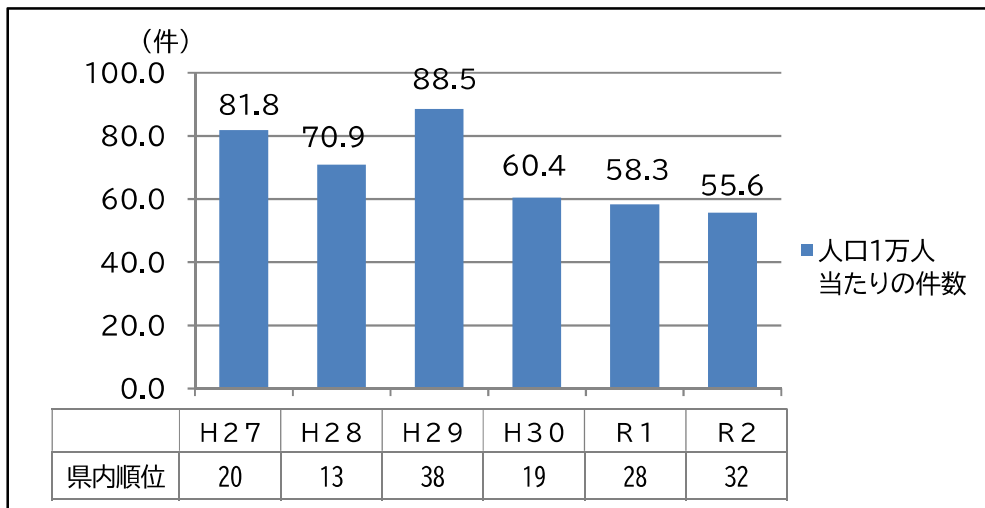
千葉県内の刑法犯認知件数は、平成27年に61,656件だったものが、令和2年は34,685件となり、この5年間で▲26,971件と大幅に減少しています。



2 刑法犯認知件数の県内状況

千葉県内の自治体の認知件数を人口1万人当たりの件数に換算して比較すると、君津市は55.6件で、54市町村中で件数の少ない順から見ると32番目となっています。

令和2年	人口1万人当たりの 刑法犯認知件数
県内総数	55.2
県内平均	52.6
県内最大	75.9
県内最少	31.2
君津市	55.6



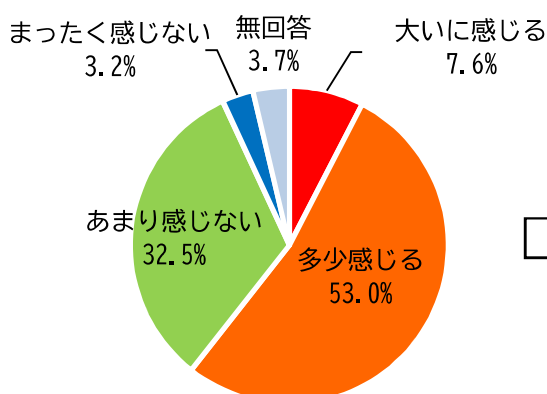
第3章 意識調査

1 アンケート調査概要

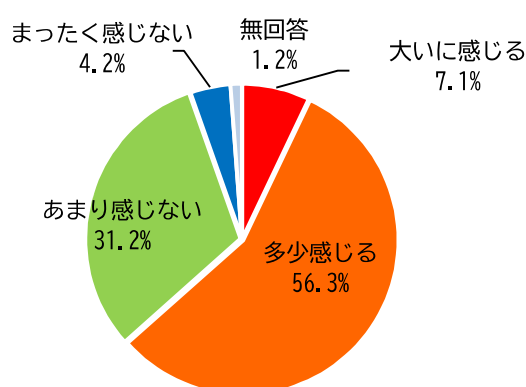
【調査対象】 市内小学校3年生保護者 550人
 【調査時期】 令和2年7月
 【回答状況】 回答者数 506人 回答率 92%

1 日常生活を送る中で、ご自身やご家族が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか。

平成27年実施調査結果



今回調査結果



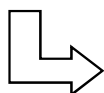
平成27年に行った同調査と比較すると、「多少感じる」と答えた方が3.3ポイント増え、「大いに感じる」、「多少感じる」を併せると、63.4ポイントの方が犯罪被害に対する不安を感じていることが分かりました。

2 あなたが不安に感じている犯罪は何ですか。(複数回答)

回答項目	回答者数(人)	率(%)
子どもに対する誘拐や連れ去り	288	56.9
自宅に侵入されて金品等を盗まれる(空き巣、忍び込み等)	155	30.6
車上荒らし(車上狙い等)	96	19.0
危害を加えられる(暴行・傷害等)	81	16.0
ストーカーや痴漢	64	12.6
振り込め詐欺(電話de詐欺)や架空請求詐欺	53	10.5
自動車・オートバイ・自転車を盗まれる	52	10.3
悪質商法	24	4.7
路上で金品等を盗まれる(ひったくり等)	14	2.8
その他(上記類似内容多数)	16	3.2

3 あなたが普段心がけている防犯対策はなんですか。(複数回答)

回答項目	回答者数 (人)	率(%)
なるべく家の明かりをつけておく	200	39.5
補助錠など二重ロックをしている	184	36.4
センサーライトをつけている	181	35.8
玄関にドアガード・チェーンをしている	163	32.2
防犯ブザー・防犯スプレー等を携帯している	82	16.2
犬を飼っている	70	13.8
留守にする時、近所への声かけをしている	22	4.3
防犯カメラをつけている	15	3.0
特になにもしていない	68	13.4
その他	27	5.3

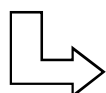


その他の回答 (一部抜粋)

- ・庭に防犯砂利を敷いている。
- ・警備会社を利用している。
- ・できるだけ子どもを一人で歩かせないようにしている。

4 あなたは、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、どのような取り組みが有効であると思いますか。(複数回答)

回答項目	回答者数 (人)	率(%)
防犯意識を高める	318	62.8
防犯カメラを設置する	301	59.5
地域で犯罪や防犯に関する情報を共有する	273	54.0
地域で防犯上危険と思われる箇所を点検し、改善する	238	47.0
住民同士のつながりを強くする	226	44.7
地域で防犯パトロールを行う	203	40.1
地域で講習会を開き、必要な知識を身につける	44	8.7
その他	14	2.8



その他の回答 (一部抜粋)

- ・防犯灯を増やす
- ・地域の交番や警察によるパトロールや巡回
- ・市内で発生した事件や不審者情報をもっと詳しく安心安全メールで知らせて欲しい

5 お子様の防犯対策としてどのようなことをしていますか。(複数回答)

回答項目	回答者数 (人)	率(%)
出かけるときはどこへ誰と行くのか確認している	421	83.2
防犯ブザーを持たせている	391	77.3
子どもに関する犯罪やニュースが出たときには話題にしている	331	65.4
1人で行動させないようにしている	295	58.3
できるだけ近所の子供や友達と登下校させている	279	55.1
万が一の対処法を話し合っている	168	33.2
スマートフォン・携帯電話(キッズ用含む)を持たせている	137	27.1
子供の送り迎えをしている	130	25.7
犯罪や事件・不審者情報を収集している	97	19.2
「子ども110番の家」の場所を子どもと確認している	53	10.5
地域やPTAなどで防犯パトロールをしている	23	4.5
特にしていない	6	1.2
その他	5	1.0

6 市では登録した携帯電話に市内の不審者情報等をメールで配信しています。(安心・安全メール) こうした情報の提供方法を利用していますか。

回答項目	回答者数 (人)	率(%)
メール配信を利用している	387	76.5
メール配信について知らなかった	60	11.9
メール配信を利用したいが登録方法がわからない	31	6.1
メール配信の利用をする気はない	10	2.0
その他	11	2.2
無回答	7	1.4

2 防犯パトロール隊のアンケート調査概要

【調査対象】 自主防犯団体67団体

【調査時期】 令和2年6月

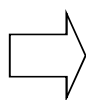
【回答状況】 回答団体数42団体 回答率 62.7%

1 活動の頻度はどの程度ですか。(上位3つ)

①月に1回(15団体)

②月に2回以上(14団体)

③週に1回(6団体)



地域によって活動頻度は異なりますが、約98%の団体が月に1回以上の活動を行っており、中には「ほぼ毎日」という団体もありました。

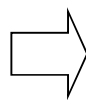
2 活動を進めるための課題はなんですか。

〔複数回答
上位3つ〕

①人が集まらない(26団体)

②指導者、世話役がない(16団体)

③行政、警察との連携確保(7団体)



活動に対する人材不足、行政、警察等とのつながりの必要性が課題となりました。

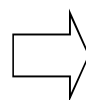
3 市に対し支援を求めたいことはなんですか。

〔複数回答
上位3つ〕

①犯罪情報、活動のノウハウの提供
(26団体)

②活動のための情報提供(25団体)

③リーダーの養成(17団体)



犯罪情報の提供や活動に対する知識の提供を求める回答が多くありました。

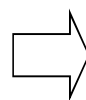
4 パトロール以外で実施している活動はなんですか。

〔複数回答
上位3つ〕

①防犯灯や道路照明の点検(27団体)

②あいさつ運動(18団体)

③空き缶などのゴミ拾い(14団体)



地域の防犯環境の整備や地域住民のつながりの持てる取組を行っていました。

防犯パトロール隊からの意見(一部抜粋)

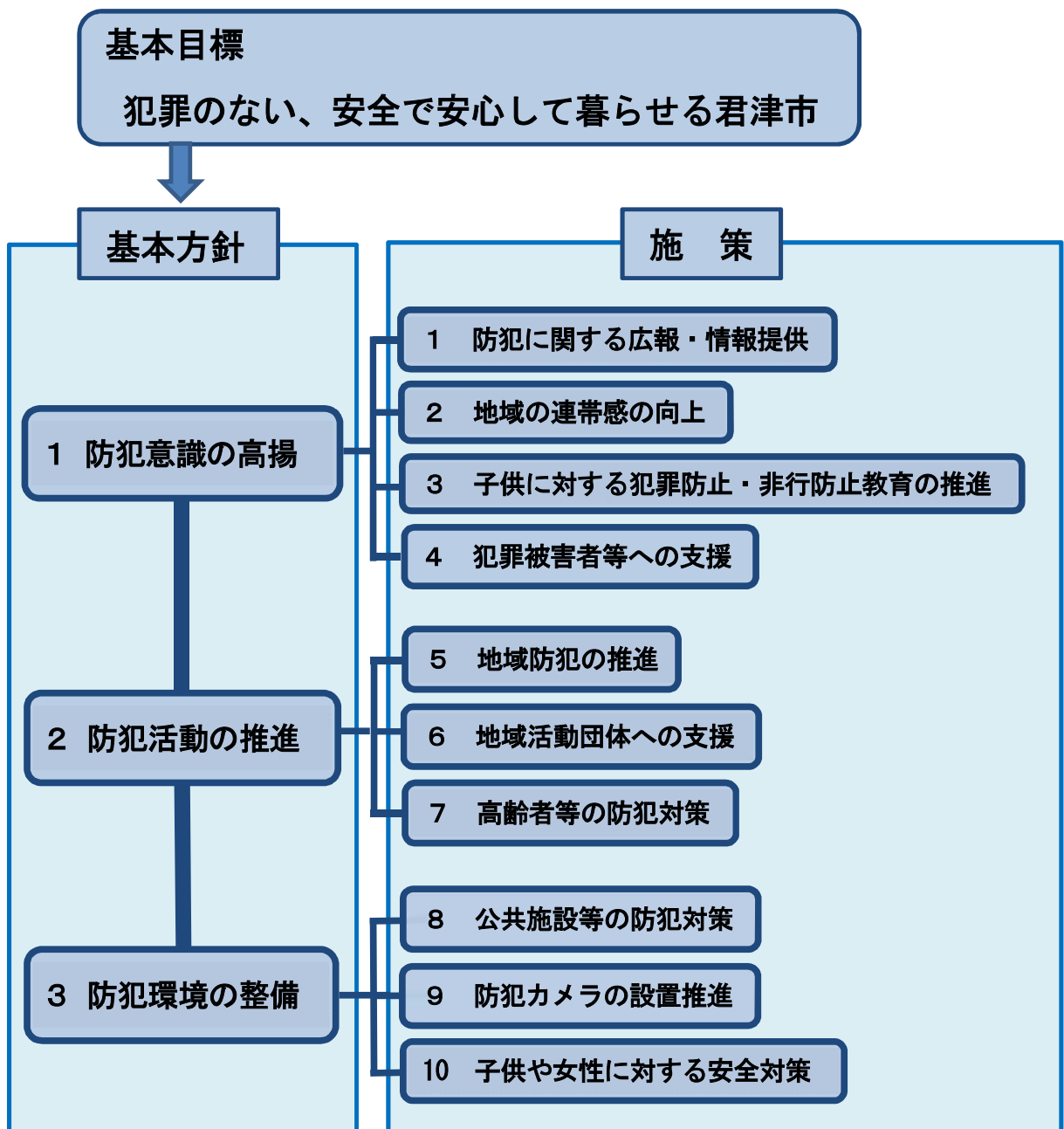
- ・メンバーが70歳代後半から80歳代となり毎年1・2名が脱会しており、後継者不足が問題である。
- ・地区の防犯委員の成り手がいないので、自治会長が仕方なく兼務しているのが実情。
- ・管轄の駐在所からの情報が欲しい。
- ・他の団体の情報が欲しい。

第4章 計画の基本方向

第1節 計画の基本目標

本計画では、「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を基本目標と定め、基本目標の実現に向け、「防犯意識の高揚」、「防犯活動の推進」、「防犯環境の整備」の3つの基本方針により、市、市民、関係機関と相互連携しながら、防犯に関する10項目の施策を推進します。

第2節 計画の体系



第3節 基本目標の成果指標及び重点項目

1 基本目標の成果指標

基本目標の実現に向け、更なる犯罪の減少を目指す必要があるため、刑法犯認知件数を成果指標とし、令和8年までに300件以下（令和2年から毎年約7%減少）とすることとします。

成果指標	令和2年	令和8年
刑法犯認知件数	453件	300件以下

2 重点項目

本市の犯罪状況等（P5）や意識調査の結果（P10）を踏まえ、「高齢者を狙った電話 de 詐欺等の被害防止対策」、「社会状況の変化に即した防犯対策」及び「市民との協働による新たな防犯対策」の3項目に重点を置いた計画とし、犯罪の減少に向けて取り組んでいきます。

重点項目1

高齢者を狙った電話 de 詐欺等の被害防止対策

高齢者が狙われやすい電話 de 詐欺や悪徳商法などからの被害を防ぐため、更なる対策を図っていきます。

成果指標	令和2年	令和8年	事業主体
電話 de 詐欺の発生件数	23件	6件以下	市

取組内容	事業主体
コンビニエンスストアや金融機関と連携した被害防止対策	市【市民活動支援課】 警察
悪質商法や電話 de 詐欺等の被害防止に向けた周知啓発及び相談対応、消費生活や防犯に関する講習会の開催	市【市民活動支援課】 警察
民生委員による高齢者宅訪問	市【厚生課】
シニアクラブ連絡網を活用した犯罪情報の提供	警察 社会福祉協議会
健康増進事業等における啓発活動	市【市民活動支援課】

重点項目2

社会状況の変化に即した防犯対策

昨今、新型コロナウイルス感染に伴う混乱等に乗じて、ワクチン優先接種をかたる詐欺や、給付金等をだまし取る詐欺等の犯罪が発生しているため、被害を未然に防止するための周知啓発を行います。また今後、新たな課題となる犯罪等が発生した際は、速やかに防犯対策等の情報発信を行うとともに、関係機関・団体と協力し、早期対応に努めてまいります。

成果指標	令和2年度	令和8年度	事業主体
安全・安心メールの登録件数	14,725件	19,000件以上	市

取組内容	事業主体
安全・安心メール及び市公式 SNS の配信と登録推進	市【市民活動支援課】
小・中学校の保護者を対象とした不審者情報等のメール配信	市【学校教育課】
広報きみつ・市ホームページ・自治会回覧を利用した防犯情報の提供	市【市民活動支援課】
防災行政無線による緊急情報等の提供	市【危機管理課】
青色回転灯防犯パトロール車による広報活動	市【市民活動支援課】

重点項目3

市民との協働による新たな防犯対策

自主防犯パトロール隊のアンケート調査結果によると、隊員の高齢化や新たな担い手不足が深刻な課題となっています。

また、小・中学校の統合により、児童・生徒の登下校に変化が生じている地域では、子どもの見守り活動について改めて考えていく必要があります。

このような中、地域の防犯力を高めるため、新たな活動の一つとして、地域住民が個人でも参加できる「ながらパトロール」(※)の活動を推進します。

成果指標	令和2年度	令和8年度	事業主体
「ながらパトロール」活動の登録者数	—	130人以上	市

取組内容	事業主体
「ながらパトロール」活動の推進	市【市民活動支援課・生涯学習文化課】

※ながらパトロール

『できる人が・できる時に・できることを』を基本方針として、買い物、ウォーキング、犬の散歩、花の水やり等の屋外活動において防犯の視点を取り入れて行動することで、地域の人々の目を増やしていくことを目的とする活動。

《ながらパトロールのイメージ》



第5章 施策の展開

3つの基本方針に沿った10項目の施策に対し、具体的に実施する各取組を以下のとおり設定し、防犯対策を推進します。

基本方針1 防犯意識の高揚

犯罪を未然に防止するためには、「自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る」という意識を持ち行動していくことが重要です。

そのため、防犯に関する知識を身に付け、市民一人一人が防犯対策を実践できるよう、本市の犯罪発生情勢やその対策等の必要な知識や情報を積極的に提供するとともに、各種の啓発活動に取り組む中で、犯罪に遭われた方への寄り添った支援を進めていきます。

また、外国人の犯罪被害防止に向け、多言語表記を用いた防犯情報の提供にも努めていきます。

施策1 防犯に関する広報・情報提供

各種広報媒体を活用し、防犯関連の情報を提供するとともに、君津警察署と連携し不審者情報や電話で詐欺に関する情報共有を図ります。

また、これらの情報を迅速に提供できる安全・安心メールや、新たな情報発信ツールであるLINE・ツイッター（以下「市公式SNS」という。）の活用を拡充し、情報発信の多様化に取り組んでいきます。

取組内容	事業主体
重点項目2 安全・安心メール及び市公式 SNS の配信と登録推進（再掲）	市【市民活動支援課】
重点項目2 小・中学校の保護者を対象とした不審者情報等のメール配信（再掲）	市【学校教育課】
重点項目2 広報きみつ・市ホームページ・自治会回覧を利用した防犯情報の提供（再掲）	市【市民活動支援課】
重点項目2 防災行政無線による緊急情報等の提供（再掲）	市【危機管理課】
重点項目2 青色回転灯防犯パトロール車による広報活動（再掲）	市【市民活動支援課】

施策2 地域の連帯感の向上

人と人との繋がりが希薄になりつつある中、市民や防犯活動団体等を対象とした防犯大会の開催や防犯推進強化地区の指定、各種啓発活動などの地域ぐるみでの活動を推進することにより、地域の連帯感の向上を図ります。

取組内容	事業主体
防犯大会の開催	市【市民活動支援課】
「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定	市【市民活動支援課】
あいさつ運動の推進	市【生涯学習文化課】
配達業務事業者による防犯パトロールの推進	警察 事業者
(一社)千葉県宅地建物取引業協会南総支部と「駐車場、集合住宅における犯罪等の防止に関する協定」を締結したことによる各防犯活動の推進	警察 事業者
「ドライブレコーダーの活用による犯罪・交通事故抑止に関する協定」による防犯体制の強化	警察 事業者

施策3 子供に対する犯罪防止・非行防止教育の推進

犯罪被害に遭わないための防犯教育や、SNSによるトラブル等を想定した情報モラル研修等を行うとともに、犯罪を起こさせないための非行防止や薬物乱用禁止、いじめ防止などにも配慮した各種教室や講習会等を関係機関と連携して開催します。

取組内容	事業主体
小・中学校を対象とした不審者対応訓練や情報モラル研修、非行防止教育等の実施	市【学校教育課】 警察
安全マップの作成(※1)	市【学校教育課】 地区青少年健全育成連絡協議会
新入学児童への防犯グッズの貸与	防犯協会
ネットパトロールの実施(※2)	市【生涯学習文化課・教育センター】 県

※1 安全マップ

児童や地区青少年健全育成連絡協議会などで、学区内の交通・防犯面での危険箇所を記した地図を作成している。

※2 ネットパトロール

千葉県が主体となりインターネット内を定期的にチェックし、不適切な書き込み等の情報提供を各市に対し行っている。

施策4 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、犯罪という理不尽な行為により、本人の意思とは無関係に、身体を傷つけられたり、大切な家族の命を奪われたりするなど、強い恐怖感や、精神的ショックを受けるなどの苦しみを受けることから、「千葉県犯罪被害者等支援条例」(令和3年4月施行)のもと、千葉県や支援活動を行う民間団体等との連携を図り、相談窓口の充実やその心情に配慮した対策を推進していきます。

また、公益社団法人千葉県犯罪被害者支援センターの会員として、団体等で構成する研修等に参加し、情報共有や協力体制を整えていきます。

取組内容	事業主体
県及び関係団体と連携した支援体制の整備	市【市民活動支援課】

基本方針2 防犯活動の推進

地域における防犯活動を継続的に行っていくためには、自主防犯団体への支援や、自主防犯団体同士の情報交換の場を提供するなど、市、市民及び関係機関が連携した取組を行っていくことが重要です。

また、地域での見守りに関する新たな取組を推進することで、地域の防犯力向上に努めます。

施策5 地域防犯の推進

地域の防犯活動団体の情報交換や人材の育成など、これまでの取組と併せ、「ながらパトロール」などの新たな取組の推進や、地域の防犯活動の拠点として設置している防犯ボックスの活用により、自主的・地域的な防犯活動の更なる活性化を図ります。

取組内容	事業主体
重点項目3 「ながらパトロール」活動の推進（再掲）	市【市民活動支援課・生涯学習文化課】
自主防犯パトロール隊の登録推進	市【市民活動支援課】
防犯協会によるパトロールや啓発活動の実施	防犯協会
自主防犯パトロール隊によるパトロールの実施	自主防犯パトロール隊
特定犯罪の多発や前兆事案の発生に対する緊急パトロールの実施	市【市民活動支援課】 関係機関
自治会等への防犯講習会の開催	市【市民活動支援課】 警察
防犯活動団体の交流会の開催	市【市民活動支援課】 警察
君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催	市【市民活動支援課】
学校警察連絡委員会の開催	市【学校教育課】 警察
防犯ボックス（※）による地域防犯活動の推進	市【市民活動支援課】

※君津市防犯ボックス

県の補助を受け、平成29年度に設置し、平成30年度に運用を開始した。現在、防犯ボックス勤務員3名が主体となり、地域の見守り活動や、自主防犯団体との合同パトロールを行っている。防犯ボックスは、地域住民の防犯活動の拠点として重要な役割を担っているため、今後も効果的な活用を努めていく。



君津市防犯ボックス

施策6 地域活動団体への支援

防犯協会や自主防犯パトロール隊への支援により、地域の防犯活動を推進していきます。

取組内容	事業主体
防犯リーダーを対象とした講習会	市【市民活動支援課】
防犯協会への支援	市【市民活動支援課】 警察
自主防犯パトロール隊への支援用品の支給	市【市民活動支援課】

施策7 高齢者等の防犯対策

高齢者等をターゲットとした悪質商法やフィッシング詐欺、電話 de 詐欺等の被害を防ぐため、相談体制の確保や講習会を開催するほか、自宅への訪問や高齢者の集まる機会を捉えた啓発活動を実施するとともに、関係団体への情報提供を行います。

取組内容	事業主体
重点項目1 コンビニエンスストアや金融機関と連携した被害防止対策（再掲）	市【市民活動支援課】 警察
重点項目1 悪質商法や電話 de 詐欺等の被害防止に向けた周知啓発及び相談対応、消費生活や防犯に関する講習会の開催（再掲）	市【市民活動支援課】 警察
重点項目1 民生委員による高齢者宅訪問（再掲）	市【厚生課】
重点項目1 シニアクラブ連絡網を活用した犯罪情報の提供（再掲）	警察 社会福祉協議会
重点項目1 健康増進事業等における啓発活動（再掲）	市【市民活動支援課】



電話 de 詐欺注意喚起のチラシ(資料:千葉県)

基本方針3 防犯環境の整備

犯罪抑制や犯罪被害を防止するためには、それぞれが行う防犯意識の高揚や防犯活動の推進などのソフト面に加え、犯罪が発生しにくい環境をつくるハード面も重要です。そのため、公共施設等の防犯対策や防犯カメラの設置等により、防犯環境の向上に努めます。

施策8 公共施設等の防犯対策

道路、公園や公共施設等では、照明の設置や樹木の伐採等により視認性を確保するなど、防犯に配慮した環境整備に努めます。

取組内容	事業主体
防犯灯の設置	市【市民活動支援課】
道路照明灯の設置	市【道路維持課】
公園等の環境整備	市【公園緑地課】

施策9 防犯カメラの設置推進

防犯カメラは、犯罪発生を抑止効果が期待できることや、事件・事故の早期解決に繋がるなど、犯罪捜査等に大きな効果を発揮することなどから、引き続き公道等において防犯カメラを計画的に設置していきます。

取組内容	事業主体
防犯カメラの設置	市【市民活動支援課等】

施策10 子供や女性に対する安全対策

子供や女性が標的になりやすい声かけ事案や不審者情報について、千葉県警察がホームページ上で公表している「くらしの安全マップ」を活用し、注意喚起を促すとともに、緊急時に助けを求められることができる「子ども110番の家」の継続的な展開を進めていきます。

また、児童虐待やDV被害のないまちを目指し、地域の見守りや被害者を支援します。

取組内容	事業主体
「くらしの安全マップ」を活用した注意喚起	市【市民活動支援課】
「子ども110番の家」の継続的な展開	市【生涯学習文化課】 地区青少年健全育成連絡協議会
「子どもを守る地域ネットワーク」による支援体制の強化	市【子育て支援課】
DV相談窓口の周知の強化	市【市民活動支援課】

◇ 10項目の施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画で定めた10項目の施策に基づき、防犯対策を着実に実行することで、SDGsの17のゴールのうち特に関連の深い「4. 質の高い教育をみんなに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に貢献していきます。



各世代に応じた防犯教育を推進します。



犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進します。



防犯活動の推進により犯罪を減少させ、安全な社会の実現に努めます。



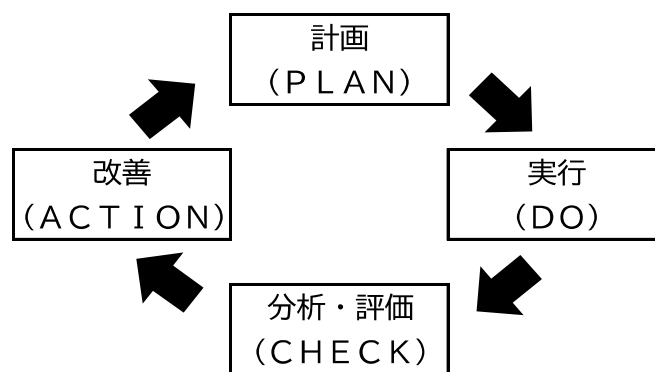
市、市民及び関係機関が相互に連携し、安心して暮らすことのできる社会づくりを推進します。

第6章 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、「犯罪のない、安全で安心して暮らせる君津市」を実現するため、市、市民及び関係機関等との協働が重要であり、それぞれの役割を踏まえつつ、連携して防犯対策を実施します。

また、各施策の取組状況を定期的に確認しながら、分析・評価を行い、必要がある場合は、施策の見直し等を実施します。

【PDCAサイクル】



◇ 役割

(1) 市の役割

- ・基本理念に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために総合的な施策を策定し実施する。
- ・総合的な施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、千葉県、千葉県警察その他の関係機関との連携を図る。
- ・市民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに協力するとともに、必要な支援を行う。

(2) 市民の役割

- ・基本理念に基づき、犯罪の被害者にならないよう自らの安全の確保に努めるとともに、相互に理解を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努める。
- ・市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努める。

(3) 自治会等の役割

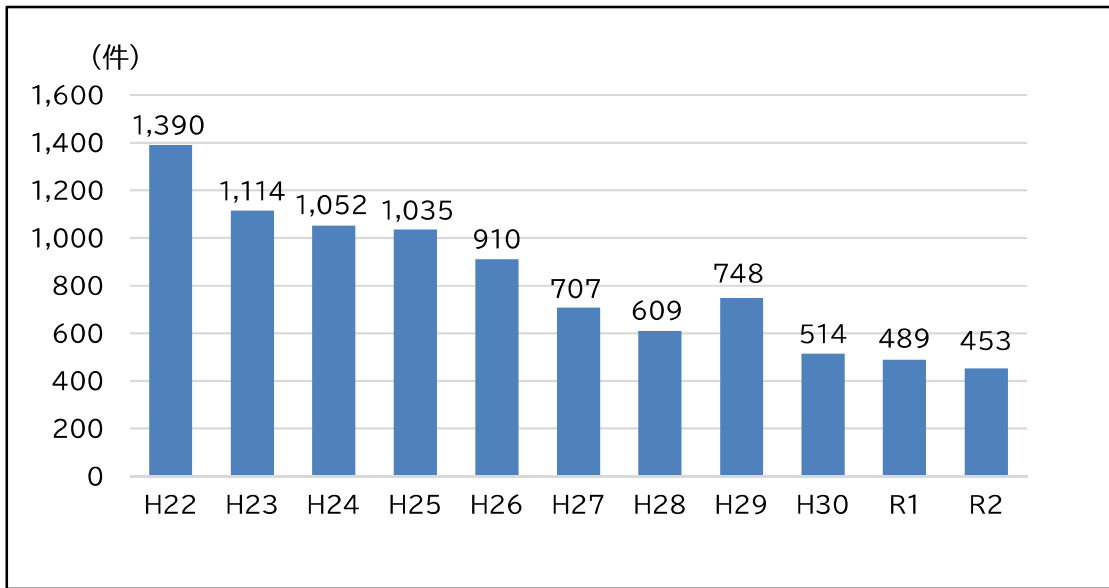
- ・基本理念に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの積極的な推進に努める。
- ・市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努める。

(4) 事業者の役割

- ・基本理念に基づき、地域社会の一員として、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努める。
- ・所有又は管理している施設について、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努める。
- ・市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努める。

参 考 资 料

1 君津市の犯罪認知件数の推移【平成22年～令和2年】



2 君津市の主な防犯施策年表

年 度	主な事業等
平成5年度	君津警察署の開署
	君津市防犯協会の設立 犯罪のない明るく住みよい君津市をつくるため、地域住民及び関係団体との相互協力により、自主防犯意識の高揚に努めるとともに犯罪の予防活動並びに少年非行の防止に寄与することを目的として防犯協会を設立し、活動を支援している。
平成11年度	交通防犯市民大会の開催 長年にわたり、防犯に貢献された方々に対し、これまでの功労をたたえ、表彰を実施するとともに、防犯に関する講演等を行い、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する決意を新たにすため交通防犯市民大会を開催。
	「子ども110番の家」設置 子供が危険を感じたときに駆け込むことができる緊急避難場所として子ども110番の家の設置を開始。
平成13年度	防犯ブザー貸与事業開始 児童が事件に巻き込まれる危険を回避するとともに、非常時に危険を知らせるために、市内の新入学の小学1年生に対し防犯ブザーの無償の貸与を開始。
	青色回転灯付防犯パトロールの開始 市内で初めて青色回転灯付防犯パトロール車が運行開始。

年 度	主な事業等
平成 15 年度	自主防犯パトロール隊へ支援用品の支給 自主的な防犯活動を実施する団体に対し、防犯パトロールに必要な物資の支給を実施。
平成 17 年度	学校の安全対策 学校内において侵入者などによる犯罪の未然防止や侵入された場合の被害の拡大防止を図るため「刺股」を各学校に配置した。
平成 18 年度	防犯活動リーダー養成講座の開催 自主防犯活動のさらなる活性化を図り、防犯活動への取り組みを促進するために、各防犯パトロール隊のリーダー的存在の人を対象に体験・実践型の防犯パトロール講座を実施した。
	安心・安全メールの配信開始 市民に注意を呼び掛け、自主防犯活動の参考にするなど、情報の共有を図るために、犯罪発生情報、不審者情報及び犯罪発生の特徴などを携帯電話等に配信する「安心・安全メール」を開始した。
平成 20 年度	君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定
平成 21 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 21、22 年度…北子安地区
平成 22 年度	第 1 次君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画の策定
平成 23 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 23、24 年度…坂田地区
	君津市高齢者安全・安心のための相互協力に関する合意書の調印 交通、防犯面において被害にあう事例を防ぐため、市、君津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、警察署の 4 者による合意書のもと相互協力のネットワークを構築した。
平成 24 年度	移動交番の活動開始 安全で安心できる市民生活の確保と地域の防犯力を強化するため、君津警察署において移動交番の活動を開始した。
	夜間・深夜の防犯パトロールの実施 千葉県緊急雇用創出事業補助金を活用し、防犯巡視員による青色回転灯付き防犯パトロール車により、夜間・深夜に人口の多い地点を重点的にパトロールした。(平成 25 年度で終了。)
平成 25 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 25、26 年度…久保地区
	「走る防犯カメラ」の活用による犯罪・交通事故抑止に関する協定を締結 君津地域（君津市、木更津市・富津市・袖ヶ浦市）を走行する民間事業者の車両に搭載されたドライブレコーダーを「走る防犯カメラ」として活用する犯罪・交通事故抑止に関する協定を締結した。

年 度	主な事業等
平成 26 年度	LED防犯灯整備事業の実施 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、市内の蛍光管型防犯灯をLED灯へ整備することにより、明るい住みよいまちづくりの推進を図った。
平成 27 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 27・28 年度…中野地区
	第 2 次君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画の策定
平成 28 年度	犯罪・交通事故・災害に係るドライブレコーダーの映像提供に関する協定を締結 市公用車に設置するドライブレコーダーの映像情報を、警察の犯罪捜査や交通事故、災害の調査に活用することで、安全・安心のまちづくりを推進することを目的とし、協定を締結した。
	君津市安全で安心なまちづくりに関する協定 交通安全対策や防犯のまちづくりを効果的に推進し、安全で安心な市民生活の実現を図ることを目的として、シルバー人材センター及び君津警察署、市の 3 者により協定を締結した。
平成 29 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 29・30 年度…外箕輪地区
平成 30 年度	君津市防犯ボックスの運用開始 地域の防犯力向上を目的として、防犯活動の拠点となる防犯ボックスを北子安公園内に設置した。
令和元年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 令和元、2 年度…南子安地区
令和 2 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 令和 3、4 年度…南子安地区

3 公道における防犯カメラ設置状況

No.	年 度	場 所	設置台数
1	H24	君津駅南口入口交差点	2
2		君津駅北口入口交差点	2
3	H27	久保1丁目1番地先 交差点 (アピタ君津店前)	1
4	H28	君津駅南口ロータリー (君津駅南口自転車駐車場前)	1
5	H29	外箕輪4丁目1番地先 (山の手病院付近交差点)	1
6	H30	坂田地先 (五竜公園付近)	1
7		東坂田3丁目2番地先 (坂田駅前公園)	1
8		北子安5丁目3番地先 (防犯ボックス付近交差点)	1
9		南子安3丁目5番地先 (子安神社前交差点)	1
10	R元	東坂田1丁目3番2地先 (君津駅北口ロータリー)	1
11		杵師1丁目17番3地先 (君津中学校付近交差点)	1
12		人見1709-1地先 (第3大和田踏切付近)	1
13	R2	南子安7丁目4番地先 (君津信用組合子安支店付近交差点)	1
14		中富965番地先 (マクドナルド中富店付近交差点)	1
15		北子安5丁目1番地先 (ミニストップ君津北子安支店付近交差点)	1
令和2年度末現在 15箇所 17台			

4 防犯関係団体一覧

①君津市防犯協会

犯罪の未然防止を目的として地域の支部単位で活動しており、自治会より推薦された方を防犯指導員として委嘱し、広報、啓発、パトロール、地域防犯座談会の開催など、多様な活動を実施している。

防犯指導員 202名（令和3年4月現在）

君津支会

支部名	八重原東	八重原西	周西	貞元	周南
構成人数	19名	17名	29名	17名	14名

小系・清和支会

支部名	小系	清和
構成人数	27名	21名

上総支会

支部名	小櫃	久留里	松丘	亀山
構成人数	17名	20名	8名	13名



▲君津市防犯協会等による啓発活動

②自主防犯パトロール隊

主に自治会単位で結成し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、地区の防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を実施している。

結成団体数：65団体（令和3年4月現在）

地区名	結成団体数
君津地区	50
小系地区	4
清和地区	2
小櫃地区	2
上総地区	7
全地区合計	65



▲防犯ボックス勤務員との合同パトロールの様子

5 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例及び施行規則

○君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 平成20年12月24日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、犯罪のない安全で安心なまちづくりについての基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにすることにより、防犯に対する意識の向上を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり 市及び市民等が行う犯罪の機会を減少させるための生活環境の整備並びに市民等が行う犯罪防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 市民等 市民、自治会等及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという意識の下、市及び市民等は、それぞれの役割を分担し、協働することにより、良好な地域社会を形成することを旨として推進しなければならない。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、基本的人権を侵害しないよう配慮されるべきことを旨として推進しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、総合的な施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、千葉県、千葉県警察その他の関係機関(以下「関係機関」という。)との連携を図るものとする。

3 市は、市民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに協力するとともに、必要な支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者にならないよう自らの安全の確保に努めるとともに、相互に理解を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に

協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、犯罪のない安全で安心なまちづくりの積極的な推進に努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、又は管理している施設について、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する情報を収集するとともに、市民等に必要な情報の提供を行うものとする。

(児童等の安全確保)

第9条 市は、児童、生徒、園児等(以下「児童等」という。)が登下校時等において、犯罪の被害を受けることのないよう必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 学校、幼稚園、保育園等を設置し、又は管理する者及び児童等の保護者は、市、市民等及び関係機関と連携して登下校時等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

(子ども、女性、高齢者及び障害者への配慮)

第10条 市及び市民等は、犯罪の被害を受けやすい子ども、女性、高齢者及び障害者が安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

(推進強化地区の指定)

第11条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを特に重点的に推進していく必要があると認める地区を推進強化地区として指定することができる。

2 市長は、推進強化地区を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、千葉県君津警察署長と協議するものとする。

(推進協議会の設置等)

第12条 市長は、市民等及び関係機関の連携により、犯罪のない安全で安心なまちづくりを円滑かつ総合的に推進するため、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

2 推進協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり計画に関すること。

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の協議及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し必要なこと。

3 推進協議会の委員は、14 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 自治会等の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 関係機関の職員等

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成 20 年 12 月 24 日 規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 20 年君津市条例第 25 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進強化地区の指定等の告示)

第 2 条 市長は、条例第 11 条第 1 項の規定により推進強化地区を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会)

第 3 条 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 公募に応じた市民 3 人以内
- (2) 自治会等の代表者 8 人以内
- (3) 事業者の代表者 2 人以内
- (4) 関係機関の職員等 1 人

2 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

6 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 推進協議会の庶務は、市民環境部市民活動支援課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って別に定める。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

君津市犯罪のない安全で安心な
まちづくり計画

令和4年2月

君津市市民環境部市民活動支援課
〒299-1192
千葉県君津市久保2丁目13番1号
電話 0439-56-1225